

平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課			
施策等の名称	広報活動の推進			
目 標	基本目標			
	国民等が、法務省の活動を理解できるようにする。			
	【基準年次・評価総括年次：平成 1 5 年度】			
	達成目標 1			
	法務省ホームページのアクセス件数が増加する。			
	指標	ホームページの改訂件数，アクセス件数	目標値等	対前年度増
	達成目標 2			
	法の日週間への参加国民数が増加する。			
	指標	法の日週間の広報・各種行事の実施件数，参加国民数	目標値等	対前年度増
	達成目標 3			
	法務省見学者が増加する。			
	指標	法務省見学の申込みの受入件数，見学者数	目標値等	対前年度増
達成目標 4				
法務省広報誌（法務省だより「あかれんが」）の一般読者数が増加する。				
指標	法務省広報誌（法務省だより「あかれんが」）の国民等への配布数	目標値等	対前年度増	
達成目標 5				
法務省の業務紹介ビデオの貸出件数（上映件数）が増加する。				
指標	法務省の業務紹介ビデオの貸出件数(上映件数)	目標値等	対前年度増	

基本的考え方	<p>法務省は、基本法制の維持・整備，法秩序の維持，国民の権利擁護等を任務としており，国家の基盤を支え，国民の安全で安心な暮らしに寄与している官庁である。このように法務省は，国民にとって本来極めて身近な存在であるところ，国民による法務省の諸活動に関する理解は，必ずしも十分ではないと思われる。</p> <p>他方，我が国は，事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換が図られつつあり，このような中で，法務省の役割はますます重大なものとなってきているとともに，法務省が一層国民に開かれたものとなり，説明責任を果たしながら国民の声に耳を傾け，より透明な法務行政を行うことが求められている。</p> <p>以上の観点から，国民の法務省に関する理解を更に深め，その協力・支援を強化するなどのため，上記の基本目標及び達成目標を定めたところである。具体的には，近年急速に普及・拡大しているインターネット媒体を活用しての広報を重視して法務省ホームページを拡充させるとともに，平成15年1月に創刊した一般国民向け広報誌（印刷媒体）による広報及び当省見学者に対する直接的広報に特に重点を置いて広報展開することとした。</p>
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>特になし</p>
測定方法等	<p>1．測定時期：平成16年3月31日</p> <hr/> <p>2．測定方法等 それぞれの数について算出する。</p>
評価の内容	<p>1．平成15年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 法務省ホームページの改訂 国民の法務行政への理解の向上を図るため，ホームページの内容を随時見直し，最新情報を速やかに掲載した。また，ホームページ閲覧者が法務行政をより身近に感じるように，分かりやすい画面作りに努め，積極的にホームページの改訂を実施した。さらに，「キッズルーム」を開設し，小・中学生や法務行政に精通していない一般国民に対しても，法務行政の理解を深めるようにした。</p> <p>(2) 法の日週間における各種行事の実施 法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会が合同で，「法の日」である10月1日から1週間にわたり中央行事を実施したほか，全国の検察庁・法務局において，無料法律相談，講演会等を実施した。</p> <p>(3) 法務省見学者への対応拡充 修学旅行等による小・中学生の法務省見学を積極的に受け入れた。見学者に対しては，法務省の印象，見学しての感想等についてアンケート調査を実施し，その結果をその後の対応に反映させる方法を新たに試みた。 同見学後，小・中学生等から，法務省の対応については「親切・ていねい」であり，法務省の仕事については「何をしているのかわからなかった」が，見学後は「よく理解できた」等という感想文・礼状が多数寄せられている。 なお，見学者に対する業務紹介資料を新たに作成し，説明資料を充実させた。</p> <p>(4) 法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の国民等への配布</p>

法務行政に関する情報を提供する広報手段として、平成15年1月に、新たな法務省広報誌「法務省だより・あかれんが」を発刊した。同誌については、四半期に1回発行し、一般の国民が法務行政に対して関心を抱く端緒となるよう「見やすく、分かりやすい」誌面構成を心掛けた。また、同誌を法務省地方機関の窓口等に置き、広く一般国民が入手しやすいようにした。

(5) 法務省の業務紹介ビデオの貸出し・上映

法務省の業務紹介ビデオを「法の日」週間記念行事等で上映したほか、各種研修・行事等に貸し出して上映した。また、法務局、検察庁、保護観察所等の地方機関では、ロビー等において随時上映し、法務行政に対する理解の増進に努めた。

2. 評価結果

(1) ホームページの改訂件数・アクセス件数

改訂件数及びアクセス件数とも増加している。特にアクセス件数は前年度に比して74万件(約31%)増と大幅に増加している。

平成16年3月3日にキッズルームを開設したので、今後は、子供によるアクセスの増加も期待されるとともに、トップページの全面改訂等を通じてその内容を充実させ、アクセス件数の一層の増加を期することとしたい。

	H14年度	H15年度
ホームページ改訂件数	869	1,009
ホームページアクセス件数	2,417,058	3,154,468

(2) 法の日週間の各種行事の実施件数、参加者数

実施件数、参加者数共に減少した。とりわけ例年実施している各種行事(特に法律・法務行政相談)参加者の減少が著しく、天候等が影響したのではないかと推測される。また、実施件数も減少しているが、これは、行事のマンネリ化を防ぐために、複数の庁において企画の見直しを行い、複数回行っていった座談会等の行事を新たな一つの行事として集約して行ったこと等によるものと考えられる。しかしながら、一方では、法務行政を紹介したパネル展や中学校での模擬裁判等の新たな試みも行い、約3,000人の参加を得ることができた。

今後は、例えば、今回参加者数の多かった行事を充実させる、裁判員制度等一般国民の興味を喚起するような新しい行事を企画する等して、参加者数の増大を図ることとしたい。

	H14年度		H15年度	
	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
座談会・講演会	45	5,762	34	5,180
法律・法務行政相談	1,398	20,067	1,377	17,471
公判傍聴・見学会等	69	2,463	71	1,980
その他	35	792	31	2,911
合計	1,547	29,084	1,510	27,542

(3) 法務省見学の申込みの受入件数、見学者数

申込みのあった団体は全て受け入れていることにより、受入件数及び見学者数共に増加している。これらの見学者に対しては、見学に関するアンケートを行い、その結果を反映させて、より分かりやすい業務説明等となるよう心掛けている。

	H14 年度	H15 年度
受入件数	65 団体	79 団体
見学者数	554 人	806 人

- (4) 法務省広報誌(「法務省だより・あかれんが」)の国民等への配布数
平成15年1月の発刊以来、同誌に対して好意的な感想が寄せられており、また、同誌を設置している窓口から、追加送付の依頼がなされるなど、おおむね順調なスタートを切ることができた。
今後とも、引き続き、法務行政を分かりやすく紹介できるような誌面作りを心掛けていく。

	H15 年度
配布数	69,873

「法務省だより・あかれんが」は平成15年に発刊したので、前年度との比較は翌年からとなる。

なお、上記配布数は、全国の法務局及び地方法務局において、国民に配布された数である。

- (5) 法務省業務紹介ビデオの貸出し・上映件数
外部団体等への貸出件数は減少しているが、自庁研修への活用や庁舎ロビーでの上映件数の増加により、全体の上映件数は増加した。今後とも、積極的に来庁者等の目に触れる機会を作ることにより法務行政に対する理解の増進を図っていくこととしたい。

	H14 年度	H15 年度
貸出し数	1,165	959
上映数	19,242	20,687

見直しの有無

特になし

備考

平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課														
施策等の名称	行政手続のオンライン化の推進														
目 標	基本目標	<p>法務省が扱う 2 6 4 の申請・届出等手続のうち，対面審査を要することなどからオンライン化になじまない 3 5 手続を除いた 2 2 9 手続についてオンライン化を実現する。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成 1 4 年度 評価総括年次：平成 1 7 年度】</p>													
	達成目標	-													
	指標	オンライン化終了手続数	目標値等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">オンライン化終了手続数</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">-14年度(実績)</th> <th style="width: 25%;">15年度</th> <th style="width: 25%;">16・17年度</th> <th style="width: 25%;">合計</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">66</td> <td style="text-align: center;">147</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">229</td> </tr> </table>	オンライン化終了手続数				-14年度(実績)	15年度	16・17年度	合計	66	147	16
オンライン化終了手続数															
-14年度(実績)	15年度	16・17年度	合計												
66	147	16	229												
基本的考え方	<p>法務省が扱う申請・届出等手続について，インターネットを利用したオンライン申請等を可能とすることにより，国民等の負担軽減・利便性向上が図られることから，所管法令等の見直し，システム整備等を行い，オンライン化を計画的に実施する必要がある。</p> <p>このため，オンライン化を終了する目標値を各年度ごとに定め，当該目標値に対するオンライン化終了手続数を計上することにより，より着実なオンライン化を推進する。</p>														
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>他府省との共管手続については，窓口となる府省においてオンライン化が実現されないと，当省の当該手続もオンライン化終了とならない。</p>														
測定方法等	<p>1．測定時期：平成 1 6 年 3 月 3 1 日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2．測定方法等</p> <p>法務省オンライン申請システムにおける「オンラインによる申請・届出が可能な手続一覧」(http://shinsei.moj.go.jp/list/list_top.html) への登載確認，乗員上陸許可支援システムの運用状況の確認及び共管手続における窓口府省（総務省，財務省，金融庁）のオンライン化状況を確認することにより，平成 1 5 年度におけるオンライン化終了手続数を集計した。</p>														
評価の内容	<p>1．平成 1 5 年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>法務省オンライン申請システムを利用する手続について，オンライン化のためのシステム整備と関係省令（法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の改正を行い，平成 1 5 年 9 月及び平成 1 6 年 3 月にオンライン化を実施した。</p>														

また、個別のシステムを用いてオンライン化した手続（乗員上陸の許可に関する手続など4手続）及び窓口府省がオンライン化を実施する83の共管手続について、オンライン化状況を確認した。

なお、各測定対象におけるオンライン化終了手続数は以下のとおり。

法務省オンライン申請システム	79手続
個別システム	4手続
共管手続	98手続
<hr/>	
計	181手続

2. 評価結果

平成15年度の目標値147に対するオンライン化終了手続数は181であった。実績値が目標値を上回った理由は、当初1件の手続として目標値に計上していた手続が、オンライン化に当たり、申請様式の違いなどから複数の手続に分割したほか、法改正により新たに手続が生じたことなどの理由によるものであり、目標値である147の各手続については、1手続を除いてオンライン化が終了している。

15年度に実現できなかった「公益法人等が有する未利用地の供用計画の確認」手続は、地価税法第6条第2項第2号イ及びロを根拠としているため、オンライン化に当たっては引き続き制度官庁（財務省）との調整が必要である。

見直しの有無

評価結果のとおり、当初目標値より実績値が上回ったこと、平成15年度に実現できなかった1手続を今後オンライン化する手続数に加えるため、基本目標の数値を見直す必要がある。

備考

平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房人事課		
施策等の名称	女性職員の採用・登用の拡大の推進		
目 標	基本目標		
	<p style="text-align: center;">男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次：平成 1 2 年度 評価総括年次：平成 1 7 年度】</p>		
	達成目標	-	
	指標 1	採用者に占める女性の割合	目標値等
指標 2	各役職段階（各俸給表の 1 ～ 3 級を除く。）における女性の割合	目標値等	<p>【法務省（公安調査庁を除く。）】</p> <p>行(一) 4 ～ 6 級： 1 7 . 3 %</p> <p>行(一) 7 ・ 8 級： 6 . 3 %</p> <p>行(一) 9 ～ 1 1 級： 1 . 5 %</p> <p>公(一) 4 ～ 6 級： 3 . 1 %</p> <p>公(一) 7 ・ 8 級： 2 . 3 %</p> <p>公(一) 9 ～ 1 1 級： 2 . 1 %</p> <p>公(二) 4 ～ 6 級： 1 4 . 5 %</p> <p>公(二) 7 ・ 8 級： 3 . 1 %</p> <p>公(二) 9 ～ 1 1 級： 5 . 4 %</p> <p>検事(役職者)： 3 . 3 %</p> <p>【公安調査庁】</p> <p>行(一)：各役職段階に占める女性の割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持</p> <p>公(二) 4 ～ 6 級： 5 . 2 %</p> <p>公(二) 7 ・ 8 級：登用に努める</p>

	指標3 勤務環境の整備等の実施状況	目標値等	仕事の進め方の見直し及び意識改革、職業生活と家庭生活の両立に向けた支援策の整備等								
基本的考え方	<p>男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、職場、学校、地域、家庭でその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題の一つである。とりわけ、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり、政府全体で、女性国家公務員の採用・登用の拡大に率先して取り組んでいる。</p> <p>法務省（公安調査庁を含む。以下同じ。）においても、平成13年11月に女性職員の採用・登用拡大計画（「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」）を策定して女性職員の採用・登用の拡大について、具体的取組を積極的に推進している。</p> <p>上記計画では、女性職員の採用・登用についての平成12年度における状況を把握・分析した上で、平成17年度までの目標値を設定している。採用や昇任・昇格自体は、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提とするため、ある施策を講じたことにより必ずしもその目標値が達成されるものではないが、上記計画で目標値を設定した理由は、目標値を一つの目安として計画的に取り組むことが有益であると考えたためである。</p> <p>本実績評価において、基本目標を達成する上で、上記計画の目標値を指標（目標値等）として定めたのも同様の理由からである。</p>										
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	各試験の合格者に占める女性の割合は、各試験の法務省における採用者に占める女性の割合にも影響をもたらす要因となる。										
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成16年3月31日</p> <p>-----</p> <p>2. 測定方法等</p> <p>各指標の目標値に対する実施結果は、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査及び採用試験結果並びに当省の採用結果を使用している。</p>										
評価の内容	<p>1. 平成15年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>平成15年度に講じた施策のうち、主たるものとして、以下(1)～(3)を記述している。</p> <p>なお、「本省庁」とは法務省内部部局及び法務総合研究所並びに公安調査庁内部部局を、「地方機関」とは法務省の施設等機関、特別の機関及び地方支分部局をいう。</p> <p>(1) 採用の拡大に資するもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">ア 法務省ホームページへの女性受験者向け専用ページの開設</td> </tr> <tr> <td>時期</td> <td>平成15年12月～</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>法務省志望者</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>女性職員からのメッセージ</td> </tr> </table>			ア 法務省ホームページへの女性受験者向け専用ページの開設		時期	平成15年12月～	対象	法務省志望者	内容	女性職員からのメッセージ
ア 法務省ホームページへの女性受験者向け専用ページの開設											
時期	平成15年12月～										
対象	法務省志望者										
内容	女性職員からのメッセージ										

人員	8名(検察官1名, 種職員3名, 種職員3名, 種職員1名)	
効果	実際に女性職員がどのような職務に携わり活躍しているのかなどを女性職員が訴えかけることにより, 女性志望者に法務省への関心を持ってもらう	
イ 採用パンフレットへの女性職員のメッセージの掲載		
種	時期	平成15年6月~平成16年3月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員からのメッセージ
	人員	6名
種	時期	平成15年4月~平成16年3月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員からのメッセージ
	人員	19名
種	時期	平成15年4月~平成16年3月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員からのメッセージ
	人員	7名
効果	実際に女性職員がどのような職務に携わり活躍しているのかなどを女性職員が訴えかけることにより, 女性志望者に法務省への関心を持ってもらう	
ウ 業務説明会への女性職員の派遣		
種	時期	平成15年5月~平成16年3月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員による業務説明
	人員	5名
種	時期	平成15年7月~平成16年3月
	対象	法務省 種採用志望者

	内容	女性職員による業務説明
	人員	99名
種	時期	平成15年10月～同年11月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員による業務説明
	人員	13名
効果	女性職員が女性志望者と直接接することにより，実際に女性が活用されていることを体感してもらう	
エ 採用事務担当者への女性職員の配置		
種	時期	平成15年6月・7月
	対象	法務省 種官庁訪問者
	内容	女性職員による官庁訪問対応（事務担当者，面接官等）
	人員	4名（採用担当6窓口のうち3窓口）
種	時期	平成15年4月～16年3月
	対象	法務省 種， 種官庁訪問者
	内容	女性職員による官庁訪問対応（事務担当者，面接官等）
	人員	78名（採用担当82窓口のうち54窓口）
効果	女性職員が女性志望者と直接接することにより，実際に女性が活用されていることを体感してもらう	

(2) 登用の拡大に資するもの

ア 意識啓発などのための女性職員意見交換会の実施及び結果の周知		
本省庁	時期	実施：平成15年11月 結果の周知：平成16年1月
	対象	実施：本省庁勤務女性職員 結果：法務省勤務職員
	内容	女性職員による講演・意見交換及び結果の周知
	人員	1回開催 39名参加

地方 機 関	時期	平成15年4月～平成16年3月
	対象	地方機関勤務女性職員
	内容	女性職員による講演・意見交換
	人員	71回開催 861名参加
効果	女性職員の意識の啓発を図るとともに、管理職員及び人事にかかわる職員の女性職員の登用拡大についての理解を深める	
イ 女性職員の職域の拡大（7級以上）		
時期	平成15年4月～	
対象	法務省勤務女性職員	
内容	これまで当該官職に女性職員を配置していなかった官署の当該官職への配置	
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7級 19名（地方検察庁統括捜査官など） ・ 8級 9名（法務局民事行政部総務課長，（男子）刑務所総務部長，地方入国管理局首席審査官など） ・ 9級 2名（保護観察所長など） ・ 11級 1名（地方更生保護委員会事務局長） 	
効果	女性職員の意識の啓発を図るとともに、管理職員及び人事にかかわる職員に対し職域の拡大についての方向性を示す	
ウ 女性職員研修への派遣		
本省庁	時期	平成15年12月
	対象	本省庁勤務女性職員
	内容	女性職員のためのエンパワーメント・セミナー
	人員	4名
地方 機 関	時期	平成15年5月，7月，9月，11月 平成16年1月，2月
	対象	地方機関勤務女性職員
	内容	女性職員のためのエンパワーメント・セミナー， キャリアアップ研修， いきいきチャレンジセミナー， 女性公務員パワーアップセミナー， 女性のためのダイバーシティ研修， キャリアアッププラン
	人員	48名

効果	女性職員の職域の拡大等についての意識の啓発を図る
エ 女性職員の採用・登用の拡大についての周知徹底	
時期	平成15年6月～16年2月
対象	433名（地方機関の長等）
内容	女性職員の採用・登用の拡大についての取組に関する周知徹底
人員	2名（法務省大臣官房人事課長が各種中央合同（計7回）において、公安調査庁総務部人事課長が公安調査局課長クラスの会議（計1回）においてそれぞれ説明）
効果	女性職員の採用・登用の拡大についての取組に関する周知徹底

(3) 勤務環境の整備等に資するもの

ア 超過勤務の縮減の周知		
時期	平成15年4月～	
対象	法務省勤務職員	
内容	ポスター掲示，パンフレット配布 本省庁における全省庁一斉定時退庁日の放送	
枚数	ポスター2,785枚，パンフレット7,048部を本省庁及び地方機関へ配布。本省庁においては国会開会以外の期間に全省庁一斉定時退庁日の放送を毎週水曜日に実施	
効果	仕事の進め方の見直し及び意識改革を推進し，職域の拡大に資する労働時間の短縮を図る	
イ 男女共同参画の実現に向けての意識啓発		
本省庁	時期	平成15年10月
	対象	本省庁勤務職員
	内容	男女共同参画を講義のテーマとした本府省係長研修
	人員	2名
地方機関	時期	平成15年6月，10月，16年1月
	対象	地方機関勤務職員
	内容	男女共同参画セミナー，男女共同参画に関する講話

	人員	60名
効果	女性職員の採用・登用の拡大についての意識啓発を図る	
ウ 育児休業取得職員の代替職員の確保		
時期	平成15年4月～	
対象	法務省勤務育児休業取得職員	
内容	育児休業取得に伴う代替職員の確保	
人員	育児休業取得者308名，代替職員267名	
効果	育児休業取得に対する職務上の支障が軽減され，育児休業取得前において安心して勤務できることにより，職域の拡大に資する職業生活と家庭生活の両立を図る	

(4) 結果（指標・目標値等と実施結果との比較）

指標	目標値等	実施結果 【】内は数値算出範囲	達成状況	
採用者に占める女性の割合	法務省（公安調査庁を除く。）			
	種	採用者に占める女性の割合が試験合格者に占める女性の割合を大きく上回る状況を維持	採用者に占める女性の割合は56.7%であり，試験合格者に占める女性の割合(15.1%)を大きく上回っている状況を維持している。 【平成16年4月1日採用者，平成15年度試験合格者】	達成
	種	平成13年度～17年度を通算して30%	27.1% 【平成12年～15年度に実施された試験からの採用者。ただし平成15年度は，平成16年4月1日までの採用者】	未達成 (注1)
	種	平成13年度～17年度を通算して40%	37.0% 【平成12年～15年度に実施された試験からの採用者。ただし平成15年度は，平成16年4月1日までの採用者】	未達成 (注1)
検事	女性の採用に努める	採用者に占める女性の割合は25.3%であり，前年度(女	達成	

		性の割合29.3%)と比べると若干減少しているが、基準年次である平成12年度(女性の割合18.2%)と比べると増加している。 【平成15年度採用者,平成14年度採用者,平成12年度採用者】	
副検事	女性の応募を促進する	応募者に占める女性の割合は3.7%であり,前年度2.6%と比べ増加している。 【平成15年度応募者,平成14年度応募者】	達成
公安調査庁			
種	女性の採用に努める	女性採用者はいないが,前年度は1名(女性の割合25.0%)いる。 【平成16年4月1日採用者,平成15年4月1日採用者】	未達成
種	平成13年度~17年度を通算して10%	12.7% 【平成13年度~15年度採用者及び平成16年4月1日採用者】	達成 (注1)
法務省(公安調査庁を除く。)			
行(一) 4~6	17.3%	19.5% 【平成16年1月15日在職者】	達成
行(一) 7~8	6.3%	5.7% 【平成16年1月15日在職者】	未達成
行(一) 9~11	1.5%	2.5% 【平成16年1月15日在職者】	達成
公(一) 4~6	3.1%	3.1% 【平成16年1月15日在職者】	達成
公(一) 7~8	2.3%	3.2% 【平成16年1月15日在職者】	達成
公(一) 9~11	2.1%	1.4% 【平成16年1月15日在職者】	未達成
公(二) 4~6	14.5%	13.3% 【平成16年1月15日在職者】	未達成

各役職段階
(各俸給表の1~3)

級を 除く。 ～ に お け る 女 性 の 割 合	公(二) 7・8	3.1%	3.2% 【平成16年1月15日在職者】	達成
	公(二) 9～11	5.4%	4.7% 【平成16年1月15日在職者】	未達成
	検事 (役職 者)	3.3%	3.4% 【平成16年1月15日在職者】 (注2)	達成
	公安調査庁			
行(一)	各役職段階に占める 女性の割合が全府省 の同割合を大きく上 回る状況を維持	4～6級の女性の割合は9 5.8%であり、全府省の同 割合(15.1%(ただし、 前年度))を大きく上回る状 況を維持している。 【平成16年1月15日在職 者、平成15年1月15日在 職者】 (注3)	達成	
	公(二) 4～6	5.2%	5.6% 【平成16年1月15日在職者】	達成
	公(二) 7・8	登用に努める	7級及び8級の女性の割合は 0.35%であり、前年度 (0.3%)と比べ増加して いる。 【平成16年1月15日在職 者、平成15年1月15日在 職者】	達成
勤務 環 境 の 整 備 等 の 実 施 状 況	仕事の進め方の見直し及び意識改革，職業生活と家庭生活の両立に向けた支援策の整備等	超過勤務の縮減の周知，男女共同参画の実現に向けての意識啓発，育児休業取得職員の代替職員の確保	達成	

(注1)「目標値等」はいずれも平成13年度～17年度を通算した数値であり、「実施結果」の通算した期間と異なるが、便宜上両者を比較し、現段階における達成状況を記載している。

なお、試験合格者に占める女性の割合が、法務省における採用者に占める女性の割合に影響をもたらす要因となることを、「目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因」として記載しているが、平成15年度試験合格者に占める女性の割合は、種28.1%、種36.6%となっており、法務省（公安調査庁を除く。）における採用者に占める女性の割合の目標値である種30%、種40%と比べ下回っている。

(注2)「検事(役職者)」とは、検事総長、次長検事、最高検察庁部長、最高検察庁検事、検事長、高等検察庁次席検事、高等検察庁部長、高等検察庁支部長、高等検察庁検事、検事正、地方検察庁次席検事、地方検察庁部長、地方検察庁副部長及び地方検察庁支部長をいう。

(注3)公安調査庁の行(一)7、8級在職者は存在せず、基準年次である平成12年度の9～11級女性在職者も存在しないため、目標値等である「各役職段階に占める女性の割合が全府省の同割合を大きく上回る状況」にいう「各役職段階」とは、4～6級を意味する。

2. 評価結果

目標値等の達成のために平成15年度に講じた施策がどのように貢献したかについて分析すると以下のとおりである。なお、目標値等の実施結果は、採用や昇任・昇格自体が国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としているため、平成15年度に講じた施策のみにより生じたものとは言えないが、それぞれの施策に記載してあるような効果が生じたか否かにより、当該施策が目標値等の達成のために貢献しているか否かを評価する。

指標1「採用者に占める女性の割合」については、平成15年度に採用の拡大のために講じた施策は、一部平成16年度以降に効果が生じるもの(上記1(1)ア)もあるが、その大半は平成15年度にその効果が及んでおり、目標値等の達成に貢献している。なお、実施結果を見ると、7項目中4項目が達成されているが、未達成項目中2項目については外部要因(試験合格者に占める女性の割合)が未達成に影響を及ぼした可能性もある。

指標2「各役職段階(各俸給表の1～3級を除く。)における女性の割合」については、平成15年度に登用の拡大のために講じた施策は、いずれも同年度にその効果が及んでおり、目標値等の達成に貢献している。なお、実施結果を見ると、13項目中9項目が達成されている。

指標3「勤務環境の整備等の実施状況」については、15年度に効果が及んでおり、目標値等の達成に貢献している。

今後の方向性や課題は以下のとおりである。

女性職員の採用・登用の拡大の推進については、法務省が策定した女性職員の採用・登用拡大計画(「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」)の実施を通じて行っており、同計画の目標年次が平成17年度であることから、政策評価の評価総括年次も平成17年度としているところである。

平成16年度は、平成17年度の評価総括に向けて、平成15年度において講じた施策を中心に取り組んでいる。また、勤務環境の整備等については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、職員の仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し等に関し平成16年度中に策定することとされている特定事業主行動計画の施策と密接に関係するものであるため、当該計画と連携して取り組むこととする。

なお、講じた施策が効果的であるかの測定を行うために、施策対象者の感想を集めるなどの方策を講じ、より効果的な施策の実施に努めることとしたい。

見直しの有無	特になし
備 考	

平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	法務省大臣官房施設課			
施策等の名称	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力			
目 標	基本目標	<p>外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。</p> <p style="text-align: center;">【基準年次・評価総括年次：平成 1 5 年度】</p>		
	達成目標	<p>専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。</p>		
	指標 1	依頼件数に対する専門家の派遣数の割合	目標値等	1 0 0 %
	指標 2	依頼件数に対する研修の実施件数の割合	目標値等	1 0 0 %
	参考指標 1	派遣専門家の活動実施状況		
	参考指標 2	計画に際して専門家の助言，指導が取り入れられた施設		
	基本的考え方	<p>この施策は、「法務省組織令第 1 7 条第 5 号（施設課の所掌事務）施設の整備に関する国際協力並びに施設の管理及び運営に関する国際協力の推進に関すること」に基づいている。これは、昨今、国際協力に関して、刑事政策分野においても、犯罪の防止，犯罪者の更正が途上国の社会，経済発展の重要な要素であるとの認識が高まっているという背景の下，施設に関連する援助要請に対し協力を行うために設けられたものである。</p> <p>具体的には，外務省からの要請に基づき，政策助言及び施設計画，設計手法に係る技術指導を行うための専門家派遣並びに矯正施設計画・運営及び維持管理等の全般的知識の向上を目的とした研修を行うことにより，相手国施設整備推進のために貢献する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>1 相手国からの国際協力要請に対する外務省の予算措置によっては専門家派遣を行えなくなる等の影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>2 相手国の施設整備に係る予算措置によっては派遣専門家の助言，指導が施設整備に反映できない可能性がある。</p> <p>上記のような要因により，矯正施設に対する助言，指導の効果が充分得られない可能性がある。</p>			
測定方法等	<p>1．測定時期：平成 1 6 年 3 月 3 1 日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2．測定方法等</p> <p>(1) 専門家派遣件数から達成率を算出する。</p>			

- (2) 研修依頼件数から達成率を算出する。
- (3) 派遣専門家の報告書により活動内容及び助言，指導が取り入れられた施設を評価する。

評価の内容 1.平成15年度に講じた施策(実施状況)

- (1) 専門家の派遣

タイ王国司法省から，平成14年度から引き続いての派遣要請を受け，国際協力事業団を通じて同国の矯正施設・制度改善のための政策助言を行う専門家派遣(1名)を行っている。
- (2) 研修員の受入れ及び研修の実施

平成15年度において，研修依頼はなかった。
- (3) 派遣専門家の活動実施状況等

タイ王国に派遣した専門家は，次のような活動を実施した。

 - ・ 刑務所整備，少年院整備及びリマインドホーム(少年拘置施設)整備に係るプロジェクトへの参加と助言を行った。
 - ・ 刑務所等の整備に係る標準設計図の策定に関し，定期的なミーティングを実施し，指導と助言を行った。なお，施設づくりのノウハウと関連して，処遇と一体となった矯正施設管理について啓蒙活動及び青少年・児童観察保護局地方事務所新営計画への参加と助言を行った。
 - ・ タイ王国法務省関係者による日本の矯正施設視察について助言を行った。(16年度に視察予定。)
 - ・ 少年矯正分野への分類処遇制度導入についてのセミナーを計画した。(16年度に日本から講師を招へいしてセミナーを開催予定。)

2. 評価結果

- (1) 専門家の派遣

平成15年度において，専門家派遣に対する達成度は100%であり，実績は良好である。

派遣されている専門家は課内において対象となる技術系職員から，職務経験年数，語学力，適性等を総合的に判断した上で選任された者である。
- (2) 研修の実施

平成15年度において，研修依頼はなかった。

研修依頼は毎年度行われているものではなく，本年度においては相手国又は所管省庁の判断等により依頼されなかったものと思料される。
- (3) 派遣専門家の助言，指導が取り入れられた施設

刑務所整備ではチェンマイ中央刑務所，サムイ地方刑務所のプロジェクトに助言，指導を行っており，特にチェンマイ中央刑務所は，元専門家が提案した大規模刑務所計画案の基本コンセプトが採用され，現専門家が実施に向けての指導を行う等，実績を生かした活動が行われている。

少年院整備ではバンカルナ少年院のコンサルタント選定，基本計画の策定，実施設計に助言，指導が取り入れられた。

その他，リマインドホーム2施設，青少年・児童観察保護局地方事務所新営計画では7施設において助言，指導が取り入れられた。

	<p>(4) 今後の方向性</p> <p>今後とも、派遣専門家との連携を強め支援体制を確立するとともに、将来の派遣要請に対応できるよう各種研修等を通じて適切な人材の育成に努める等、目標達成の実現に向け積極的に国際協力していきたい。</p>
見直しの有無	特になし
備 考	

平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	法務総合研究所			
施策等の名称	国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進			
目 標	基本目標			
	開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる。			
	【基準年次・評価総括年次： 平成 1 5 年度】			
	達成目標 1			
	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施			
	指標 1	研修の実施件数	目標値等	8 回
	指標 2	研修への参加人員	目標値等	1 2 6 人
	達成目標 2			
	国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を採求するための国際会議の開催			
	指標 1	国際会議の開催回数	目標値等	1 回
指標 2	国際会議の参加人員	目標値等	4 0 人	
達成目標 3				
国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加				
指標 1	国際会議への参加回数	目標値等	2 回	
指標 2	国際会議への参加人員	目標値等	4 人	
基本的考え方	<p>アジア・太平洋地域における開発途上国の最近における実情を見ると，政治機構の不備や汚職のまん延などのため，法による統治が十分機能しなかったり急速な経済成長を続けているものの，それに伴って貧富の差が拡大して社会不安が高まったり，各種犯罪が大幅に増加したりしているにもかかわらず，法整備が進まず，効果的な犯罪防止策も講じられず，犯罪に対する捜査，裁判及び刑の執行が困難となり，過剰拘禁等の問題も生じて犯罪者の更生改善も進まない状況となっている国が多い。これら諸国にあっては，1960年代以降の飛躍的な経済成長や人口の都市流入を経験しながらも，犯罪の増加がさほど顕著でなく，犯罪発生率の低さや犯罪検挙率の高さは世界有数であり，治安もおおむね平穏に保たれている我が国に対し，我が国の経験を生かしてそれらの国々</p>			

における効果的な刑事司法の確立とその効果的な運用に資する協力の要請が多数寄せられている。

法務総合研究所においては、国際連合に協力して刑事司法関係者に対する研修を40年以上にわたり実施してきたことにより、日本の刑事司法制度のみならず、アジア諸国における刑事司法制度の実情にも精通していることから、その豊富な経験及び知識に基づいて、近年の国際社会における刑事司法情勢調査を実施しつつ、効果的な研修を実施することにより、国連等における対策への取り組みに相応した知識や関連情報の提供等の支援を行う必要がある。

そのため、平成15年度においては、犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施するとともに、国際的な刑事司法の現状や実態の分析等のための国際会議の開催及び国際会議への参加を目標とする。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

支援対象国における政情不安、政変、治安悪化、研修員の派遣中止や教官等の派遣受入中止等の政策転換など。

測定方法等

1.測定時期 :平成16年3月31日

2.測定方法等

- 1.各種研修の実施状況。
- 2.国際会議の開催状況。
- 3.国際会議への参加状況。

評価の内容

1.平成15年度に講じた施策(実施状況)

- (1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施

研修名	参加国	人数
124回国際研修	バングラデシュ、マレーシア、インドネシア他12カ国	26人
125回国際研修	フィリピン、ラオス、エストニア他12カ国	24人
126回国際高官セミナー	ネパール、モンゴル、スリランカ他15カ国	21人
汚職防止刑事司法支援研修	バングラデシュ、コスタリカ、パプアニューギニア他13カ国	16人
中国犯罪防止高官研修	中国	13人
その他(3回)	ケニア、タジキスタン、フィリピン	31人
計	8回	131人

- (2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を採求するための国際会議の開催

15.10.13 ~ 14 刑事司法専門家会議

- (3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

開催地	期 間	会 議 名	人数
ウィーン	15.5.11 ~ 24	第12回国連犯罪防止刑事司法委員会	2人
ミラノ	15.11.25 ~ 12.1	第10回国連刑事司法関係機関会議	1人

2 評価結果

- (1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施

目 標		成 果	達成率
研修の実施件数	8回	8回	100.0%
研修の参加人員	126人	131人	103.9%

本事業においては，アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修を実施し，同国らの刑事司法に携わる者の知識や経験等の涵養に貢献した。

- (2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を採求するための国際会議の開催

目 標		成 果	達成率
国際会議の開催	1回	1回	100.0%

刑事司法専門家16名が出席し，刑事司法の現状及び効果的対策につき会議を開催したもので，国連の刑事司法運営のより効果的な方策採求に貢献した。また，平成17年度に開催される「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第11回国際連合会議（コンGRESS）」の開催を控え，その準備についても議論した。

(3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

目 標		成 果	達 成 率
国際会議への参加回数	2 回	2 回	100.0 %
国際会議への参加人員	4 人	3 人	75.0 %

平成15年5月に開催された「第12回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し、ワークショップを開催したこと及び国連刑事司法関係機関会議に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができた。

見直しの有無

国別支援研修の対象国を、真に必要に迫っている国に見直す必要がある。具体的には、現在、非常に熱心に支援を要請してきているタイを対象とした研修を平成17年度に行えるよう努力する。

平成17年度に開催される「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第11回国際連合会議（コンGRESS）」の開催後に、同会議において議論されたトピックス等をフォローアップする会議を我が国で開催する必要が急務であることから、平成17年度に同フォローアップ会議の開催を目指す。

前述の「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第11回国際連合会議（コンGRESS）」が平成17年度に開催される予定になっており、当所は当該会議においてワークショップの企画・運営を担うことになっている。そのため、当該会議への出席は不可欠である上、上記のフォローアップ会議の開催に関連した国連の各地域研修所で開催される会議などへの出席を目指す。

備 考

平成 15 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	法務総合研究所			
施策等の名称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進			
目 標	基本目標	支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。		
		【基準年次・達成年次：平成 15 年度】		
	達成目標 1	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施		
	指標 1	研修の実施件数	目標値等	10 回
	指標 2	研修への参加人員	目標値等	103 人
	達成目標 2	諸外国の法制等の調査研究の実施		
	指標 1	諸外国への調査職員の派遣件数	目標値等	1 回
	指標 2	諸外国からの研究員の招へい件数	目標値等	5 人
	達成目標 3	法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催		
	指標 1	会議の開催回数	目標値等	1 回
	指標 2	会議への参加人員	目標値等	71 人
	基本的考え方	<p>アジア地域の開発途上国では、社会・経済の更なる発展のため、市場経済への移行や経済の一層の自由化を推進し、これに伴う各種の法制度の整備や法の運用に従事する人材の育成が緊急の課題となっている。しかし、これらの国々には、自ら質の高い法整備を行うノウハウや人材が極めて不足しており、明治以来、西洋法を継受し発展させてきた経験を有する我が国に対し、そのための支援（法整備支援）の要請が多数寄せられてきている。</p> <p>法務省は刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法等、国の基本的秩序に関わる法令を所管し、立法や法の運用に関する広範なノウハウを有しており、また、法務総合研究所は、国際連合研修協力部が過去 40 年間にわたり、国連との協定に基づく国際研修の実施を通じて刑事司法分野における人材の育成に貢献してきた経験と実績を有している。この経験を生かし、これら諸国の要請にこたえて法整備支援を行うことは、我が国とこれら諸国との友好関係の進展</p>		

に寄与するのみならず，国際社会における我が国への評価の向上と，我が国を含む国際経済の安定的成長，ひいては国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものとする。

また，アジア地域の支援対象国において法制度の維持・整備と運用に従事する人材が育成されるとともに，必要な法制度が整備され，かつ，これらの法制度が適正に運用されることによって，支援対象国の法制が維持・整備されるようになることを基本目標とし，当該目標を達成するために，支援対象国の法制度等の実態を十分に調査した上で，有効な各種研修を実施することによって対象国の立法担当者や法律実務家等の能力の向上を図るとともに，各種法制の整備につき，助言や関連情報の提供等の支援を行う必要がある。

そのため，平成15年度においては，支援対象国の法制度の調査・研究を進め，その調査結果等を基に更に充実した研修等を実施することを目標とする。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

支援対象国における政情不安，政変，治安悪化，研修員の派遣中止や教官等の派遣受入中止等の政策転換など。

測定方法等

1.測定時期 :平成16年3月31日

2.測定方法等

- 1.各種研修の実施状況。
- 2.諸外国への調査職員の派遣状況及び研究員の招へい状況。
- 3.国際会議の開催状況。

評価の内容

1.平成15年度に講じた施策(実施状況)

(1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施

対象国	研修テーマ	実施回数 (延べ日数)	参加人員 合計
ベトナム 等7か国	民法改正，市場経済の基礎をなす民商事法の役割と国際取引等	8回 281日	83人

【国際研修の内容】

日本の法制度の紹介，特定のテーマについて各国の現状と問題点に関する研修員発表，研修員同士や日本の法律家とのディスカッション，日本の司法関係機関の見学等を通じ，民法，民事訴訟法等の基本法整備に必要な知識を与えるとともに，法の基本原理や，日本及び支援対象国の法制度の仕組み，運用の実情等について相互理解を深めることによって，支援対象国が行う法制度の整備と人材育成に資する目的で実施。研修員は，モンゴル，ウズベキスタン，ベトナム，カンボジア，ラオス，インドネシア，韓国の政府立法担当職員，裁判官，検察官，弁護士等である。

(2) 諸外国の法制等の調査研究の実施

ア 諸外国への調査職員の派遣件数

出張国	期間	目的	人員

ラオス	15.4.26 ~ 15.5.2	ラオスにおける司法制度及びその運営の調査	1名
ベトナム	15.6.22 ~ 15.6.29	ベトナムにおける法整備支援状況を調査	1名

なお、上記のほか、JICA短期専門家として、カンボジア等の支援対象国に9回（延べ人員10名、延べ165日）、職員を派遣し、司法制度の調査等を行わせた。

イ 諸外国からの研究員の招へい件数

対象国	期間	目的	人員
ベトナム	15.7.7 ~ 15.7.31	ベトナム最高人民検察院検事との共同研究	1名
タイ等6か国	16.3.1 ~ 16.3.23	アジア・太平洋諸国の法制比較研究	6名

【研究員招へいの内容】

ベトナムから最高人民検察院検事1名を招へいし、民事裁判における検察官の役割等に関する共同研究を行ったほか、アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として、日本、タイ、シンガポール等の知的財産権法制に関する比較研究を行った。

(3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

会議名	法整備支援連絡会
開催日	平成16年1月23日（金）
開催場所	大阪中之島合同庁舎内法務総合研究所国際協力部国際会議場
概要	法務省、JICA、名古屋大学等日本の関係機関や、国際機関（アジア開発銀行：フィリピン）の行う法整備支についての情報・意見の交換を行うとともに、支援対象国（ラオス）から各国による法整備支援の反映状況等についての情報提供を受けるなど、支援国、被支援国が一堂に会して情報・意見の交換を行った。
参加人数	115名

2 評価結果

(1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施

目 標		成 果	達成率
研修の実施件数	10回	8回	80.0%
研修の参加人員	103人	83人	80.6%

本事業においては、ベトナム、ラオス等の支援対象国からのニーズにこたえた国際研修を実施し、同国等の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。

今年度の達成率が80%に止まったのは、当初予定していたカンボジア研修について、現地政府機関の都合により研修員を派遣できなくなったことなど、支援対象国側の国内事情によるものである。

(2) 諸外国の法制等の調査研究の実施

ア 諸外国への調査職員の派遣件数

目 標		成 果	達成率
職員の派遣件数	1件	2件	200.0%

当初の計画どおり支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査を実施し、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案に必要な情報が得られた。なお、達成率200%とあるのは、同一機会に複数国の調査を予定していたところ、相手国側の受入事情により、2回に分けて調査に赴いたことによる回数増が要因である。

イ 諸外国からの研究員の招へい件数

目 標		成 果	達成率
研究員の招へい件数	5人	7人	140.0%

当初計画どおり、ベトナムから最高人民検察院検事1名を招へいし、民事裁判における検察官の役割等に関する共同研究を行ったほか、アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として、日本、タイ、シンガポール等の知的財産権法制に関する比較研究を行ったことにより、支援対象国を含むアジア諸国の法制度及びその運用に関する現状と問題点について、今後の法整備支援に資する有用な情報が得られた。

(3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

目 標		成 果	達成率
開催回数	1回	1回	100.0%

参加人員	71人	114人	160.6%
------	-----	------	--------

当初計画どおり開催し、参加人員も当初の計画を超えるものとなった。会議の内容も、国内外の法整備支援機関が行う支援の現状についての情報交換がなされたほか、法整備支援関係機関の協調の必要性など、今後の法整備支援の在り方について活発な議論が交わされ、本政策の基本目標達成のための意見、情報交換の場として、極めて有意義な会議となった。

見直しの有無

達成率が80%に止まった国際研修については、支援対象国の内政事情という外部要因による影響を免れないものの、引き続き支援対象国からのニーズを十分に調査し、より効率的な研修実施体制を構築するため、既存の研修の見直しも行いつつ、新たなニーズにもこたえられるよう、新規の研修の立ち上げも企画・立案する必要がある。

具体的には

- (1) 平成17年度を目処とし、新しいニーズに基づいた国際研修の実施を企画する。(例：インドネシア、ウズベキスタン等)
 なお、新規案件への対応を踏まえ、平成16年度において、既存の国際研修の一部(ベトナム、カンボジア)を見直し済みである。
- (2) カンボジアについては、同国から要請があった民法草案及び民事訴訟法草案の普及等に関する支援について、平成17年度においてフォローアップセミナーの開催を目指す。
- (3) 各国からの法整備支援に関するニーズ調査を十分に行える体制整備に努める。具体的には、各国への調査出張に必要な経費の確保に努める。

備考